

大阪市コミュニティ振興施設条例の一部を改正する条例案

大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 10 市長は、平成26年4月1日から同年12月31日までの期間について大阪市立西区民センターの指定管理者を指定しようとするときは、第16条の規定にかかわらず、大阪市立西区民センターの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 11 前項に規定する場合における第17条、第19条及び第20条の規定の適用については、第17条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第10項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第19条中「第17条」とあるのは「附則第11項の規定により読み替えられた第17条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第11項の規定により読み替えられた前3号」と、第20条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年 3 月 12 日提出

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 村 上 龍 一

説 明

西区民センターの指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

大阪市コミュニティ振興施設条例 (抄)

附 則

1-9 省 略

- 10 市長は、平成26年4月1日から同年12月31日までの期間について大阪市立西区民センターの指定管理者を指定しようとするときは、第16条の規定にかかわらず、大阪市立西区民センターの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 11 前項に規定する場合における第17条、第19条及び第20条の規定の適用については、第17条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第10項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第19条中「第17条」とあるのは「附則第11項の規定により読み替えられた第17条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第11項の規定により読み替えられた前3号」と、第20条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。